

働く人の健康と福祉の増進に寄与します

勤労者医療

2004
SPRING

働く人々の「健康と福祉の増進」を使命に

勤労者医療の中核的役割を果たすために
政策医療機関としての労災病院

産業保健活動の活性化に向けて

さらなる地域連携を目指して



Workers' Medical Care





働く人々の「健康と福祉の増進」を使命に

独立行政法人 労働者健康福祉機構
理事長 伊藤 庄平

独立行政法人労働者健康福祉機構は、独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成14年法律第171号)に基づいて設立された、厚生労働省が所管する法人です。前身は、昭和32年創立の特殊法人労働福祉事業団で、本年4月1日当事業団から移行し、新たなスタートを切ったところでございます。

労働者健康福祉機構の使命は、働く人々の健康と福祉の増進に寄与することにあります。機構発足にあたり、これまでの変遷を踏まえ、運営の中心となる幾つかの事業をご紹介します。

ひとつは、全国38労災病院グループの運営を通じた「勤労者医療の推進」です。労災病院の多くは昭和30年代に開設し、労働被災者に対する早期治療、リハビリテーション、社会復帰に至る一貫した労災医療を提供してまいりました。

しかしながら高度経済成長期を迎え、化学物質などによる職業性疾病が増加し、さらには職場環境の変化や高齢化等に伴いストレスによる心身症や生活習慣病の所見を有する勤労者が増加するに至り、労災病院は、労働態様や社会環境の変化に対応するため、働く人の健康を守る「勤労者医療」を推進してまいりました。

ところで時々「勤労者医療とは？」との質問を受けてまいりました。一言でいえば「疾患を職場環境や作業態様と関連づけて捉える医療」となりましょうし、もう少しつけ加えますと「疾病と作業・職場環境などとの因果関係を把握し、働く方々の疾病予防、早期発見、さらに健康の保持増進に至るまで総合的に診る医療」と申せます。

ちなみに各労災病院は、勤労者脳・循環器センター、勤労者脊椎・腰椎センター、勤労者メンタルヘルスセンター等のほか、産業中毒センター(化学物質による中毒)、環境医学研究センター(シックハウス等)、働く女性メディカルセンター(女性専門外来)などを設置し、時代の変化に即応した専門医療を提供するほか、多くの労災病院では「勤労者心の電話相談」を無料で行い、職務上や人間関係の悩みからメンタルな健康問題まで様々な相談に応じてまいりました。

このたび、機構への移行に際し、労災病院の政策的任務は「労災疾病のみならず勤労者医療における地域の中核的役割を担う」とすることが改めて示されました。

この中核的役割を全うするためにも、今後、労災病院が培ってきた専門臨床機能の体制整備を進めてまいります。さらには、職業病と深く関わりのある疾病、労働環境の変化や高齢化に伴う健康問題に関する研究・開発を推進し、安全・良質な勤労者医療の提供に取り組んでまいります。（労働者健康福祉機構における労災病院の政策的役割等については、本誌4～6頁をご覧ください）

ふたつめは、産業保健推進センターが行う「産業保健活動の推進」です。当センターは平成5年度から順次設置を進め、昨年度をもって全国47都道府県への設置が完了したところでございます。

設置が急がれた背景には、働く人の健康問題が、生活習慣病のみならず職業に起因するストレスや過労死といった社会問題までに広がりを見せ、医学的側面からの衛生管理の必要性が高まり、産業医等による産業保健活動の充実が急務とされることが挙げられます。

同センターは産業医、保健師等の産業保健関係者や事業主に対する支援として、研修、情報提供、実地相談等を積極的に行うほか、助成金事業として、小規模事業場が共同で産業医を選任する「産業医共同選任事業」や、深夜勤務する人が定期健診のほか自発的な健康診断を促すための「自発的健康診断受診支援事業」も行っています。

全国設置を機に、いっそう労災病院との連携を深め、労災病院が蓄積する職業性疾病や作業関連に関する臨床事例・関連知見を活用し、産業保健推進センターの政策的役割たる労働災害防止計画に定める働く人の健康確保対策の推進に、一層寄与してまいります。

もうひとつ「未払賃金立替払事業」にも触れさせていただきます。この事業は企業が倒産し、そこで働く人に支払われない賃金がある場合に事業主に代わって支払う制度です。昨今の経済事情を如実に反映し、立替払い額は平成初期から増加の一途を辿っています。このことは社会情勢に鑑みて、決して喜ばしい実績ではございませんが、やむなく立替払いを必要とされる方のために、支払いまでの期間短縮などさらに利便の向上に努めてまいります。

以上、当機構を概観しましたが、私どもは今一度、勤労者の健康保持増進を担うという重要性を肝に銘じ、これまで以上に、勤労者を取り巻く環境の変化と係るニーズの把握に努め、働く人に目を向けた医療の拠点として、あるいは産業保健のサービスの拠点として、その存在価値が高まるよう尽力してまいります。

併せて、独立行政法人として求められている事業運営の自主性、効率性、透明性を高め、真に勤労者の皆様方が必要とする質の高いサービスの提供に努めてまいりますことを申し上げ、労働者健康福祉機構の創立にあたっての挨拶といたします。



勤労者医療の中核的役割を果たすために

政策医療機関としての労災病院

1 はじめに

労災病院が、独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）傘下の医療機関として位置づけられたのは、平成15年8月27日付け「労災病院の再編に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に定められたとおり、民間医療機関や地方公共団体等が設置している医療機関と異なり、労働政策に寄与するための政策医療、すなわち、勤労者医療において中核的役割を果たすことにあります。

そこで、勤労者医療の中核的役割を果たすこととはどのようなことか、その推進体制はどうなるのか等について説明し、機構の門出に当たり政策医療機関としての任務を明らかにしたいと思います。

2 勤労者医療とは

勤労者医療とは、被災労働者の早期職場復帰及び勤労者の健康確保という労働政策の推進に寄与するため、労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療及び職場における勤労者の健康確保のための活動です。

3 重点的に取り組む労災疾病等

機構が、勤労者医療において重点的に取り組むべく指定された労災疾病等は、じん肺、振動障害、職業性外傷などの産業活動に伴い、依然として多くの労働災害が発生している疾病、外傷及び過労死、メンタルヘルス不全、働く女性の健康管理など産業構造・職場環境等の変化に伴い、勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病を併せた次の12の分野です。

四肢切断、骨折等の職業性外傷
せき髄損傷

騒音、電磁波等による感覚器障害
高・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患
身体への過度の負担による筋・骨格系疾患
振動障害
化学物質の曝露による産業中毒
粉じん等による呼吸器疾患
業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死）
勤労者のメンタルヘルス
働く女性のためのメディカル・ケア
職場復帰のためのリハビリテーション

4 中核的役割とは

機構が、労災疾病等12分野に重点をおいて取り組む中核的役割は、次の5つです。

労災疾病等12分野の医療技術の研究・開発、普及
一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供
地域の労災指定医療機関、産業医等が行う勤労者医療への支援
事業場における産業保健活動の支援
行政機関等への貢献

5 勤労者医療の担い手

機構は、労災疾病に係る高度専門的医療を行う労災病院、労災疾病に関する新たな医療技術の研究・開発、普及を行う労災疾病研究センター（室）、職場における勤労者の健康確保を行う勤労者予防医療センター（部）を中心に、勤労者医療を実践するとともに、勤労者医療の対象者が我が国の勤労者であることから、労災病院内に「地域医療連携室」を設置し、各地域の労災指定医療機関や産業医等が実践する勤労者医療を支援をし、前述の中核的役割を果たしていきます。



表1 労災疾病研究センター及び設置病院

労災疾病等12分野	労災疾病研究センター	設置病院
四肢切断、骨折等の職業性外傷	職業性外傷研究センター（仮称）	燕労災病院
せき髄損傷	勤労者 せき髄損傷研究センター（仮称）	中部労災病院
騒音、電磁波等による感覚器障害	勤労者 感覚器障害研究センター（仮称）	大阪労災病院
高・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患	勤労者 物理的因子疾患研究センター（仮称）	東北労災病院
身体への過度の負担による筋・骨格系疾患	勤労者 筋・骨格系疾患研究センター（仮称）	関東労災病院
振動障害	振動障害研究センター（仮称）	山陰労災病院
化学物質の曝露による産業中毒	産業中毒研究センター（仮称）	東京労災病院
粉じん等による呼吸器疾患	じん肺研究センター（仮称）	岩見沢労災病院
業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死）	勤労者 脳・心臓疾患研究センター（仮称）	関西労災病院
勤労者のメンタルヘルス	勤労者 メンタルヘルス研究センター（仮称）	横浜労災病院
働く女性のためのメディカル・ケア	勤労女性健康研究センター（仮称）	和歌山労災病院
職業復帰のためのリハビリテーション	勤労者 リハビリテーション研究センター（仮称）	九州労災病院

6 勤労者医療の効果的、効率的な推進のために

「労災疾病研究センター（室）」、「地域医療連携室」、「勤労者予防医療センター（部）」の3つの部門は、別組織であることから、一体的、計画的に事業を推進できるように、これらを統括する勤労者医療総合センターを設置し、高度・専門医療の提供を担当する労災病院の診療部門と不即不離の関係で有機的な連携を図り、勤労者医療活動を推進していきます。

7 労災疾病等12分野の医療技術の研究・開発、普及

機構の中期目標、中期計画により被災労働者の早期職場復帰及び職場における勤労者の健康確保という労働政策の推進に寄与するため、労災疾病等12分野の高度・専門的医療、モデル医療技術の研究・開発、普及に取り組むこととされたことから、全国の労災病院に労災疾病研究センター（12カ所）、労災疾病研究室（20カ所）を設置し、労災病院グループが持つスケールメリットを生かし、多数かつ多様な労災疾病の知見、臨床研究スタッフ及び症例を活用して中期目標、中期計画期間中に研究・開発、普及の成果をあげ、被災労働者の早期職場復帰及び勤労者の健康確保に役立てていきます。（表1）

8 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供

勤労者医療の理念のもとで、医師をはじめ、看護師、

薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、理学療法士・作業療法士等のリハビリテーションスタッフなど、各専門分野の最新の知識と経験を結集したチーム医療を行っています。

高度・専門的医療の提供

労災病院では、長年にわたる職業病や作業関連疾患の臨床経験をもとに、勤労者呼吸器病センター（じん肺）、振動障害センター（振動障害）、勤労者脊椎・腰痛センター（腰痛）など、勤労者医療の各分野について専門センターを併設して、高度・専門的医療を提供しています。

充実した医療機器による的確な診断と治療

労災病院では、早期の職場復帰をめざして、高度医療機器を駆使し、最高水準の医療を提供しています。

また、この機能を活用して労働安全衛生法に基づく一般健康診断、特殊健康診断を行い、職場における勤労者の健康管理を支援しています。

救命・救急医療活動

労働災害等の緊急治療に対応するための救命・救急医療は、医療の原点でもあり、労災病院として積極的に取り組んでいます。

また、災害救護活動に関する自治体との協定の締結、災害拠点病院の指定など、災害時の医療体制の整備を進めています。

勤労者を支えるメディカルスタッフ

説明と同意（インフォームド・コンセント）を基本に、診療予定表（クリニカルパス）による医療の標準化を進めるとともに、個々の患者さまにあわせた診療計

表2 勤労者予防医療センター

名称	所在地	電話番号	開設年月
岩見沢労災病院勤労者予防医療センター	北海道岩見沢市4条東16丁目5番地	0126-22-1300	H16.4
東北労災病院勤労者予防医療センター	宮城県仙台市青葉区台原4丁目3番21号	022-275-1111	H15.4
東京労災病院勤労者予防医療センター	東京都大田区大森南4丁目13番21号	03-3742-7301	H13.4
関東労災病院勤労者予防医療センター	神奈川県川崎市中原区木月住吉町2035番地	044-411-3131	H16.4
中部労災病院勤労者予防医療センター	愛知県名古屋港区港明1丁目10番6号	052-652-5511	H14.4
大阪労災病院勤労者予防医療センター	大阪府堺市長曾根町1179番地の3	072-252-3561	H13.4
関西労災病院勤労者予防医療センター	兵庫県尼崎市稲葉荘3丁目1番69号	06-6416-1221	H16.4
中国労災病院勤労者予防医療センター	広島県呉市広多賀谷1丁目5番1号	0823-72-7171	H15.4
九州労災病院勤労者予防医療センター	福岡県北九州市小倉南区葛原高松1丁目3番1号	093-471-1121	H14.4

画をたてて、患者さまとともに退院までのゴールをめざします。

また、職場復帰後の再発防止や障害にあわせた勤務形態などをアドバイスするために、医療チームは産業医や産業保健師との連携を図っています。

9 労災指定医療機関、産業医等に対する勤労者医療の地域支援機能

近隣の労災指定医療機関や産業医等に対する勤労者医療の地域支援のための窓口として、各労災病院に地域医療連携室を設置しています。

労災疾病等に関する情報提供

症例検討会や講習会等を開催して、既存の労災疾病や新たな労災疾病等に関する症例についての情報を提供しています。

病病・病診連携

病病・病診連携*を通じて、労災指定医療機関等で対応が困難な被災労働者等の受入を行っています。

*病院と病院、病院と診療所との各種医療機関の機能に応じた医療を提供するための連携のこと。

産業医の活動

労災病院の医師の約3割は認定産業医の資格を有しており、職場での作業や環境との関連に配慮した産業保健活動を進めています。

病床、医療機器等の開放

労災指定医療機関等の医師等に対し労災病院の病床、医療機器等の開放を行っています。

10 事業場における産業保健活動への支援

勤労者予防医療センター（9カ所）及び勤労者予防医療部（23カ所）は、過労死予防対策、職場におけるメンタルヘルス不全体策、働く女性の健康管理対策を実施することにより、事業場における産業保健活動を支援しています。

労災病院は、その有する医療スタッフ等の医療資源を活用して、産業保健推進センターや勤労者予防医療センターが実施している事業場における産業保健活動の支援活動を支えています。（表2）

11 行政機関等への貢献

労災保険給付に係る業務上外又は治ゆの認定、障害（補償）給付に係る障害等級の決定等における医学的判断に係る協力や労災認定基準の策定に寄与しています。

12 おわりに

勤労者医療の中核的役割とその推進体制は以上のとおりですが、そこに魂を入れて、その効果的、効率的運用を行い、事業主、勤労者の期待に応える成果を上げていくのは、これからの課題です。また、この課題を乗り越えることが独立行政法人の政策医療機関としての存在理由の証明でもあります。その証明のためには、今後、機構本部、労災病院、勤労者医療総合センターの職員が、心を一にして試行錯誤を繰り返し、勤労者医療の理念に添った良いものを作り上げて行くことが重要と考えています。

産業保健活動の活性化に向けて—— 産業保健推進センターの活動

はじめに

勤労者の健康問題は、従来からの職業性
疾病はもとより、産業社会における技術
の進展や労働態様の変化等に伴う健康障
害、さらには職場におけるストレスによるメン
タルヘルス問題や過労死・過労自殺など、多様化
の様相を呈しています。そうした状況の中にあって、
作業に関連した疾病の予防、日常的な健康づくりの重要
性は日に日に増してきていると言えます。

産業保健推進センターは、職場で働く人びとの健康管理に
従事する産業医、産業看護職をはじめ、衛生管理者等を支援する施設として、
平成5年に設置を開始し、現在、47都道府県すべてに設置されています。



各産業保健推進セン
ターで編集・発行されて
いる産業保健情報誌。

産業保健推進センターの業務

産業保健推進センターでは、次の
業務を行っています。

研修...産業医や産業看護職等に対
し、産業保健に関する専門的かつ
実践的な研修を実施しています。
この研修については、後ほど詳
しくご紹介します。また、セン
ターでは、さまざまな機関
で行われる研修等に講師を派遣
したり、教育用機材を貸し出し
たりもしています。

情報の提供...推進センターの事務
所に入ってまず目につくのが、
たくさんの書籍等が並べられた
書架かもしれません。産業保健

に関する図書、ビデオ
教材等の閲覧・貸
し出し、作業環境測
定機器の貸し出しを
行っています。この
ほか、各センターで、
産業保健情報誌を編
集・発行（年3～4
回）しており、地域
のイベントやトピックス等の産
業保健情報を地元の産業保健関
係者に提供しています。また、
各センターともホームページを
開設し、迅速な情報提供を心が
けています。



東京産業保健推進センターの事務所。各センターには、産業
保健関連図書や作業環境測定機器等が常備されています。





受講者の質問を受ける津久井要医師。
パワーポイントを使って講義する奥沢英一医師。

窓口相談・実地相談...各センターには、産業医学やメンタルヘルスほか、各分野の相談員が配置され、来所での相談や電話、FAXあるいはインターネットによる相談に対応しています。このほか、事業場に赴き現場に即した実地相談も行っています。

助成金の支給...産業保健推進センターでは、2種類の助成金の支給を行っています。一つは、小規模事業場が共同で産業医を選任し産業保健活動を実施する場合に支給する「小規模事業場産業保健活動支援促進助成金」。もう一つは、深夜業に従事する労働者が自発的に健康診断を受診した場合に支給する「自発的健康診断受診支援助成金」です。

地域産業保健センターへの支援...地域産業保健センターは、従業員数50人未満規模の事業場に産業保健サービスを提供することを目的として、労働基準監督署の管轄エリアごとに設置され(全国367箇所) 国からの委託事業として地元医師会により運営されています。この地域産業保健センターへの助言・指導、あるいは同センターのコーディネーターに対する研修の実施等の支援を行っています。

産業保健推進センターの活動

では、産業保健推進センターの活動の一端をご紹介します。

東京産業保健推進センターの研修をのぞいてみました。この日は、海外勤務者の健康管理に関する研修を行っており、前半が「感染症対策」、後半が「メンタルヘルス対策」の2つのテーマを取り上げていました。SARSや職場のメンタルヘルスなど社会的関心の高いテーマとあって、約50人の受講者が参集、開講5分前にはセンターの会議室がいっぱい、中でも保健師、看護師の参加が多く、この問題に対する産業看護職の関心の高さがうかがえました。

講師は海外勤務健康管理センター・健康情報部の奥沢英一医師と津久井要医師です。両医師は、それぞれ横浜労災病院の内科、心療内科で臨床も行っています。

奥沢医師は、まず話題になっているSARSについて、その経緯から現状、対策までをパワーポイントを使って説明、次に感染症全般について、主要な熱帯病や感染防止対策、特に発展途上地域での感染症対策についてその要点を解説し、さらに情報収集の重要性と具体的な収集方法につ

いて簡潔に話しました。

その中で、主な感染対策について情報を収集し、主な感染様式を把握する、危険な行動を避け、感染リスクを減らす、頻度の高いものはワクチンで予防する、念のため早期診断、早期治療を、と4点あげ、「これらの対策を総合的に実施すれば、大部分の感染症は恐れるにたりない」と説明されました。会場からは、SARSの際の消毒の仕方や、髄膜炎の際のワクチンについてなど、具体的な質問が相次いでいました。

続く津久井医師は、「海外邦人援護統計」から事件・事故の傾向、その中の精神障害の特徴などを解説した後、海外出張中の自殺事例を数題示し、メンタルヘルスの法的背景・企業責任(安全配慮義務)からストレス、うつ病の基礎にふれつつ、海外勤務者のメンタルヘルス上の留意点を平易に解説しました。

特に、海外出張中の自殺事例に関し、「うつ病の自殺経過の典型例」、「赴任前・中・帰国後に対処すべきこと」、「事例中の対応の問題点」などについて、それぞれの事例に即して分かりやすく話し、会場からは、



講演に立つ荒木高明医師。右は禁煙指導等を紹介した東京労災病院勤労者予防医療センターの保健師・齊藤照代さん。

笑い学会副会長で産婦人科医師でもある昇幹夫先生の、笑いが免疫力を高めるとのことについての軽妙でウィットに富んだ話しに、いつしか会場全体が引き込まれ、笑いに包まれていました。

フォーラムは6つの会場に分かれ、血圧・骨密度・体力測定や栄養相談などの健康づくりコーナーや、「ウイルス性肝炎」、「喫煙習慣と健康リスク」、「メンタルヘルス対策の実際」など実践的なテーマを配したミニセミナー、東京労災病院や海外勤務健康管理センターによる展示コーナーや、東京産業保健推進センター相談員による相談コーナーなどで立体的に構成され、どのコーナーも好評を博し熱気に包まれていました。

都道府県の産業保健推進センターでは、前述の研修の実施や産業保健情報誌、ホームページを用いた情報の提供、あるいは小冊子やリーフレット等、さまざまな媒体を通じた周知・広報活動、また、行政や関連団体、THP機関などと連携したイベントの企画・実施等を通じ、産業保健関係者の活動を応援しています。センターで行う研修の予定やイベント等については、各センターのホームページに掲載されていますので、ぜひ一度アクセスしてみてください。下記の独立行政法人労働者健康福祉機構のホームページから各センターのホームページをご覧になれます。ぜひお気軽にご訪問ください。

(<http://www.rofuku.go.jp/>)

(平成16年3月取材)

海外勤務中の従業員がメンタル面で不調を来した際、現地主治医との連絡パイプの確保の仕方等について活発な質疑が行われました。

研修終了後、受講者に聞いてみました。女性の看護師は、「流行期SARSのイメージばかり抱いていたので、その対策など大変なことだと思っていました。基本的なことだ大切なのだということが分かりました。このことはSARSのみならず、感染症全般に言えるということも分かりました」と語ってくれました。また、別の保健師は、「予見可能性がある場合の企業責任について、健康管理に携わる者としてとても参考になりました。内容が具体的で濃縮されていて、かつ非常に理解しやすかったですね」と話してくれました。

東京産業保健推進センターの白崎淳一郎副所長は、「テーマについては、産業保健に関する基本的な知識から、時々的重要問題、最新の研究成果なども織り込みながら、相談員の先生方と打ち合わせながら企画しています。また、講義形式ばかりでなく、ロールプレイやワークショップ形式なども採り入れるようにしています」と研修テーマの企画について話してくれました。

産業保健推進センターでは、上述の日常的な研修のほかに、イベントも行っています。東京産業保健推進センターでは、去る2月5日、東京労働局、東京労働基準協会連合会と共催で、「2004 産業保健フォーラム IN TOKYO」を開催しました。今年で3回目となる同フォーラムには、産業医をはじめとする産業保健スタッフや企業の人事労務担当者など約1,500人が集まりました。

冒頭、奥田久美・東京労働局長が「過重労働に対する関心の高さ、その対策の重要性」を、唐澤祥人・同センター所長が「働く人のストレス問題、長時間残業、過労死問題が大きな課題であること」を指摘され、今回のフォーラムは「過重労働による健康障害防止対策」と「メンタルヘルス対策」の徹底が重点に掲げられました。これを受け、過重労働については東京労災病院勤労者予防医療センター相談指導部長の荒木高明医師による講演が、メンタルヘルス対策については東京産業保健推進センターの大西守相談員による講演が行われ、メインとなる第一会場は立ち見が出るほどの満員となり、両問題への関心の高さがうかがわれました。また午後からは、特別講演「笑いは脳と心の処方箋」と題した日本

さらなる地域連携を目指して—— 大阪労災病院の取り組み



メディカルサポートセンター入口。入ってすぐ左に、地元の開業医や患者さんに向けた情報誌、関連記事等をディスプレイする。



かかりつけ医選びのための「医院・診療所・クリニック情報コーナー」。

メディカルサポートセンターの発足

労災病院の政策的任務として、「労災疾病のみならず勤労者医療における地域の中核的役割を担う」ことを掲げています。もとより全国の労災病院では、地域との関わりを大事にした活動を積み上げてきていますが、今回はその一端をご紹介します。

大阪労災病院には、地域連携を推進するメディカルサポートセンターが設置されています。同センターは、2002年8月に発足しました。それまで、地域における連携窓口は地域医療連絡室が担ってきましたが、同室と医療相談室の機能をさらに充実させる形で組織されました。メディカルサポートセンターは、地域医療連絡室、医療相談室、看護相談室、医療安全相談室、病床管理室に、勤労者総合医療センターを加えた5室1センターで構成されています。

このうち、「勤労者総合医療センター」については、独立行政法人勤労者健康福祉機構の勤労者医療推進体制を統括する「勤労者医療総合センター」とは別もので、大阪労災病院独自のセンターです。勤労者総合医療センターは、働く女性メディカ

病診連携の要めとしてのメディカルサポートセンター

さて、メディカルサポートセンターが担う地域連携とは、具体的にはどのようなものを言うのでしょうか。耳慣れない言葉かもしれませんが、そのキーワードが「病診連携、病病連携」で、厚生労働省がすすめている政策です。「病診連携・病病連携とは、病院と診療所がそれぞれの特徴を生かし、地域医療圏レベルで患者さまの治療にあたることを言います。具体的には、例えば比較的医療資源としての設備やマンパワー

ルセンター、産業保健・医療センター、勤労者・こどものメンタルヘルスセンター、海外勤務健康プラザ大阪、勤労者メンタルヘルスセンターの5つのセンターで構成されています。これにより、勤労者医療としての疾病の予防、早期発見、健康の保持・増進、メンタル面のケア等の勤労者医療活動を実践しています。

が整った当大阪労災病院と、小回りの利く地域のかかりつけ医(診療所)双方の利点を生かして、この役割分担により地域圏として患者さまの流れをコントロールし、症状に応じたスムーズな診療、また診療の効率化などを図ろうというものです」と小山久利医事課長が説明してくれました。

では、病診連携の具体的な流れはどのようになっているのでしょうか

か。メディカルサポートセンターは、開業医からの紹介窓口になっています。佐保井政子看護師長補佐は、「当センターの予約システムは、まず開業医の先生に電話またはファクシミリで診療予約をしていただきます。ここで当センターが各診療科と調整し、診療日時が決まり次第開業医の先生に予約通知書を送り返します。患者さまがいらっしゃる時には既にカルテができていますし、事前に調整・予約された診療日時ですので、診療までの待ち時間が少なくなるというメリットがあります。また、受診に際して診療予約を入れてくださった開業医の先生の紹介状をご持参いただきますと、患者さまは初診時の特定療養費を払わなくても済むというメリットもあります」と予約から受診までの流れを話してくれました。

「受け入れっぱなしではいけません」と岩崎和博事務局次長。「地域の先生方との信頼関係は、来院連絡や経過報告など、ご紹介いただいた患者さまの情報を丁寧にお返しすることから始まります。また、入院患者さまが退院されたら、ご紹介くださった先生のもとへとお戻しし、継続診療へとつなぎます。あわせて、かかりつけ医のご紹介があれば、休日・時間外にも診療を受け付けるよう対応しています」。メディカルサポートセンターでは、こうしたきめ細かい丁寧な対応で、着実に開業医との連携を深めているようです。1日の事前予約件数は15～20件。その数字は着実に伸びているとのこと。

また、「開業医の先生方や患者さまに向けて、病診連携の趣旨と利点をご理解いただくために、『メディカルサポート通信』（4頁・オール

カラー）を年4回ほど発行しています。また、開業医の先生に連携を呼びかけるリーフレットも印刷し、配布しています」と窪田寛医事課係員が話してくれました。

こうした努力の成果は、メディカルサポートセンターに入っ

地元企業との地域連携 - 大労クラブの活動

地域連携は、地元の医療機関との間のものだけではありません。大阪労災病院には、地元企業との密接な連携、協力、支援システムにより、勤労者の健康管理、労働衛生管理を推進することなどを目的に平成2年に立ち上げた「大労（だいろう）クラブ」があります。

大労クラブの活動は、労働衛生専門医・診療専門医の紹介や医療情報の提供、講演会の開催ほか、会員間の親睦・情報交換の場ともなっており、現在26社が会員となっています。

「つい先ごろの総会の折には、講演で過重労働による健康障害防止対策やメンタルヘルス問題を取り上げ、約100名の参加を得ました。総会後の懇親会の場は、企業間の情報交換の場にもなっています。また、当院から会員企業への囑託産業医の派遣も行っていますし、逆に会員企

大阪労災病院の今後の地域連携

地元の医療機関、さらには企業との連携を着実に築きあげてきた大阪労災病院ですが、さらなる地域連携の青写真はあるのでしょうか。「現在、大労クラブの中に産業看護師懇談会がありますが、まだ7～8人の集まりです。これをもっと拡大し、地域に根差した看護職集団にしたいですね」と佐々木事務長が言うと、

右手にある大きな書類ケース棚に見ることができます。これは、患者さんが「かかりつけ医」を選ぶための情報提供活動の一環で、ケースごとに地元の診療所情報が入れられており、自由に持ち帰ることができるようになっています。



メディカルサポートセンターを支えるスタッフ。左から、佐保井看護師長補佐、窪田医事課係員、岩崎事務局次長、佐々木勤労者予防医療センター事務長、小山医事課長。

業の従業員の方の多くが当院を受診してくださっています」と佐々木伊和保勤労者予防医療センター事務長が話してくれました。また、佐保井師長補佐は、「中には、会員企業の看護師さんから、従業員の方の鼻血が止まらないとメディカルサポートセンターに連絡が入り、すぐに連れてこられ、救急対応させていただきました」と、思わぬ緊急時の恩恵にあずかった会員の話しをしてくれました。

「看護職に限らず、この大労クラブから、属性別の集まりを立ち上げていってもいいかもしれませんね」と岩崎事務局次長が言いました。

発足から十数年を経た大労クラブは、次のステップを確実に捉えているようです。

(平成16年3月取材)

Medical Advice

目に何か入った！

長崎労災病院 眼科副部長 山下美和子

こんな時どうしたらいいの？

日常生活において、ふとした拍子に、目に何か飛びこんで入ることがあります。お掃除中に洗剤がかかったり、庭仕事に泥がはねたり……。そんな時、まずどうしたらいいの、その例をご紹介します。

● 液体が入った時

(洗剤、漂白剤、エタノール、水虫薬、香水など)

できるだけ早いうちに、大量の水(水道水で可)でどんどん洗い流してください。酸やアルカリなど、液体の種類によっては、目の表面を溶かすようなものもありますから、どれだけ早く洗い始めたか、なるべく完全に洗い流せたかが、その後の視力にも影響します。それから、眼科医に連絡してください。眼科を受診する際に、可能であれば、目に入った液体の瓶などを持参してください。液体の成分を知る手がかりになります。

● 異物が入った時

(速いスピードで目に飛び込んだものには、ご用心！)

- ・ 抜けたまつげや、泥・小虫などが入った時、涙で流れ出たり、水で洗い流せたことが確認できれば、大事に至ることは少ないと思われます。異物感があるのに、いくら鏡を見てもわからない、といった時には、白っぽい動物の毛や植物の一部が目の表面に付いていることがありますから、眼科医に相談してください。
- ・ 魚のうろこやガラスのかけら、コンタクトレンズが割れた時の破片が入ったときは、かなりの痛みがありま

す。目を押さえたり、こすったりすると、目の表面を傷つけますから、そっとタオルなどで覆うくらいにして、眼科医に連絡して来院してください。

- ・ 溶接やサンダーかけ、船のさびおとしなどの作業中に、熱で溶けた鉄くすが目の表面に付着したときは、眼科ですみやかに除去しましょう。自然に取れることはほとんどなく、放っておくと、目に強い炎症を起こします。
- ・ 電動草刈り機を使用中に、石をはねて、石のかけら、あるいは草刈り機の刃のかけらが目に入ることがあります。スピードがあるため、眼球に突き刺さることが珍しくありません。この場合は緊急に、検査と手術による除去が必要です。除去することができても、その後の炎症や感染症により、失明することもあります。

思わぬ時に、目に何か飛び込んでしまい、防ぐことが不可能であった場合は、その後の処置を、いかに早く行うかが大切です。しかし、危険であることが初めからわかっている溶接や草刈り機の使用、強力な薬剤を使用する清掃などでは、防護メガネを装着するなどして目を守ることを心掛けてください。

作業がしにくい、暑いなどの理由でメガネをかけない方のけがが圧倒的に多いですから、必ずメガネを使用されるようお願いいたします。

ご自分の大切な目ですから、できるかぎり、けがのないように注意しましょう。

心の病気とストレス

青森労災病院 神経科医師 上田展久

● ストレスとは

日常耳にする言葉にストレスという言葉があります。ストレスとは日常の生活を通じて受ける刺激（この刺激をストレッサーという）に対して起こる心身の変化や歪みの状態です。現代社会はストレスの社会といわれるように、日常生活には様々なストレッサーが存在します。職場では配置転換やリストラ、上司や部下との人間関係などが、家庭では家事や育児疲れ、嫁姑問題などがあります。

ストレスが長く続くと心の病気になってしまいますが、病気になる前段階があり、その時期を把握することが大切です。ストレスが続くと、疲れやすくなったり面白くなかったりという危険信号が発せられます。この時期を警告期といいます。さらにそのままストレスが続くと、軽い興奮状態になり普段より調子がよく感じることもあります。この時期を抵抗期といいます。この抵抗期は一時的なもので、残ったエネルギーを使い果たす時期でもあります。この時期をさらに過ぎると、まったく踏ん張りがきかなくなり、自分の力ではどうにもならなくなります。この時期を消耗期といい、うつ病や神経症など心の病気を発症する時期でもあります。消耗期に入る前に適切なストレス解消をすることが心の健康には必要です。

● うつ病について

心の病気の一つにうつ病があります。うつ病とは憂うつがひどく、そのために今まで出来ていた仕事や家事など基本的な日常生活が送れなくなる病気です。うつ病は「こころのカゼ」と言われるように、誰でもかかる可能性があります。うつ病の主な症状は気分が憂うつになる、やる気が起きない、自分を責めてばかりいる、不安で落ち着かない、眠れない、食欲がわかない、自分はいないほうが良いと思うなどで、ひどくなると自殺してしまうこともあります。うつ病は必ず回復する病気ですが、回復には近道があります。それは服薬と休養です。うつ

病の90%以上は抗うつ薬によって改善するといわれています。また休養も薬物と同じくらい有効です。逆にうつ病の人は励まされてもそれに応えることができずに自分に罪悪感を抱き、より症状が悪化してしまう危険があります。うつ病は放っておくと自殺してしまう危険のある病気ですが、治療すると治る病気です。

● 神経症とは

神経症とは精神的原因（心因）によって精神的、身体的症状が引き起こされた状態で、症状によっていくつかの種類に分けられます。急に不安が襲ってくる不安神経症、広場や集団が怖くなる恐怖神経症、ある考えが頭から離れなくなり同じことを何度も繰り返してしまう強迫神経症、急に意識を失ったり倒れたりするヒステリー神経症、憂うつな気分になる抑うつ神経症、何か体の病気になったのではないかと心配してしまう心気神経症など、その症状によって分けられます。神経症の治療には3本の柱があります。一つは抗不安薬や抗うつ薬などを用いた薬物療法、もう一つは精神科的面接やカウンセリングなどの精神療法、そして最後の一つは環境調整です。これらの3つが適切に行われることによって神経症の治療は成立します。そのため病院 - 患者 - 家族の連携が重要です。

● 心の健康を維持するために

心の健康を維持するためにはストレスに対して上手に対処することが必要です。ストレスをためないコツは自分なりのストレス解消法を持つことで、そのストレス解消法を定期的実践していくことです。ストレス解消法は個人個人で異なるため、一般的な方法をいくつか試してみて、自分に合う方法を探すのが良いでしょう。十分な睡眠と休養、適度な運動、親しい人との話らい、良い人間関係、安心できる場所などがストレス解消に役立つとされています。また心の病気かどうか迷った場合は専門医に相談することも大切です。

医療安全推進週間の取り組み

全国の労災病院グループでは、日々、患者様の安全を確保するため、医療安全に関するさまざまな取り組みを行っています。

医療安全推進週間（平成15年11月23

日～29日）は、医療の安全に関して、医療関係者の意識向上、医療機関等における組織的取り組みの促進、医療関係団体における取り組みの促進等を図るとともに、国民の理解と認識を深めることを目

的として厚生労働省が主催し、平成13年から設けられているものです。

今回は、医療安全推進週間における各労災病院の取り組みの一部をご紹介します。



人工呼吸器の点検パトロール（九州労災病院）



検査検体の取り間違い対策のチェック（燕労災病院）



感染性医療廃棄物用ポリ容器の確認（総合せき損センター）



「人にやさしい安全な医療」をテーマに市民公開講座を開催（和歌山労災病院）



「元気な老後を迎えるために」をテーマに地域市民健康教室を開催（岡山労災病院）



医療安全ポスターを作成
 ← (吉備高原医療リハビリテーションセンター) ↑

↓ (大阪労災病院)



外来に「無料健康相談コーナー」を設置
 (動脈硬化測定)(和歌山労災病院)



外来ホールに医療安全用具を展示
 (香川労災病院)

労災病院グループ一覧

施設名	所在地	電話番号
美 唄	美唄市東4条南	01266-3-2151
岩 見 沢	岩見沢市4条東	0126-22-1300
釧 路	釧路市中園町	0154-22-7191
青 森	八戸市大字白銀町	0178-33-1551
岩 手	花巻市湯口	0198-25-2141
東 北	仙台市青葉区	022-275-1111
秋 田	大館市軽井沢	0186-52-3131
福 島	いわき市内郷綴町	0246-26-1111
珪 肺	塩谷郡藤原町	0288-76-1515
鹿 島	鹿島郡波崎町土合本町	0479-48-4111
千 葉	市原市辰巳台東	0436-74-1111
東 京	大田区大森南	03-3742-7301
関 東	川崎市中原区木月住吉町	044-411-3131
横 浜	横浜市港北区小机町	045-474-8111
燕	燕市大字佐渡	0256-64-5111
新 潟	上越市東雲町	0255-43-3123
富 山	魚津市六郎丸	0765-22-1280
浜 松	浜松市将監町	053-462-1211
中 部	名古屋市港区港明	052-652-5511
旭	尾張旭市平子町北	0561-54-3131
大 阪	堺市長曾根町	072-252-3561
関 西	尼崎市稲葉荘	06-6416-1221
神 戸	神戸市中央区籠池通	078-231-5901
和 歌 山	和歌山市古屋	073-451-3181
山 陰	米子市皆生新田	0859-33-8181
岡 山	岡山市築港緑町	086-262-0131
中 国	呉市広多賀谷	0823-72-7171
山 口	小野田市大字小野田	0836-83-2881
香 川	丸亀市城東町	0877-23-3111
愛 媛	新居浜市南小松原町	0897-33-6191
九 州	北九州市小倉南区葛原高松	093-471-1121
門 司	北九州市門司区東港町	093-331-3461
筑 豊	嘉穂郡穂波町弁分	0948-22-2980
大 牟 田	大牟田市大字吉野	0944-58-0051
長 崎	佐世保市瀬戸越	0956-49-2191
熊 本	八代市竹原町	0965-33-4151
吉備高原医療リハビリ テーションセンター	上房郡賀陽町吉川	0866-56-7141
総合せき損センター	飯塚市大字伊岐須	0948-24-7500

産業保健推進センター一覧

施設名	所在地	電話番号
北 海 道	札幌市北区北7条西	011-726-7701
青 森	青森市古川	017-731-3661
岩 手	盛岡市盛岡駅西通	019-621-5366
宮 城	仙台市青葉区中央	022-267-4229
秋 田	秋田市中通	018-884-7771
山 形	山形市十日町	023-624-5188
福 島	福島市栄町	024-526-0526
茨 城	水戸市南町	029-300-1221
栃 木	宇都宮市本町	028-643-0685
群 馬	前橋市千代田町	027-233-0026
埼 玉	さいたま市浦和区高砂	048-829-2661
千 葉	千葉市中央区問屋町	043-245-3551
東 京	千代田区内幸町	03-3519-2110
神 奈 川	横浜市西区みなとみらい	045-224-1620
新 潟	新潟市礎町通二ノ町	025-227-4411
富 山	富山市牛島新町	076-444-6866
石 川	金沢市広岡	076-265-3888
福 井	福井市大手	0776-27-6395
山 梨	甲府市丸の内	055-220-7020
長 野	長野市岡田町	026-225-8533
岐 阜	岐阜市吉野町	058-263-2311
静 岡	静岡市黒金町	054-205-0111
愛 知	名古屋市中区栄	052-242-5771
三 重	津市桜橋	059-213-0711
滋 賀	大津市浜大津	077-510-0770
京 都	京都市中京区車屋御池下ル	075-212-2600
大 阪	大阪市中央区本町	06-6263-5234
兵 庫	神戸市中央区東川崎町	078-360-4805
奈 良	奈良市大宮町	0742-25-3110
和 歌 山	和歌山市八番丁	073-421-8990
鳥 取	鳥取市扇町	0857-25-3431
島 根	松江市殿町	0852-59-5801
岡 山	岡山市下石井	086-212-1222
広 島	広島市中区八丁堀	082-224-1361
山 口	山口市旭通り	083-933-0105
徳 島	徳島市東大工町	088-656-0330
香 川	高松市古新町	087-826-3850
愛 媛	松山市千舟町	089-915-1911
高 知	高知市本町	088-826-6155
福 岡	福岡市博多区博多駅東	092-414-5264
佐 賀	佐賀市駅南本町	0952-41-1888
長 崎	長崎市出島町	095-821-9170
熊 本	熊本市花畑町	096-353-5480
大 分	大分市荷揚町	097-573-8070
宮 崎	宮崎市広島	0985-62-2511
鹿 児 島	鹿児島市東千石町	099-223-8100
沖 縄	那覇市字小禄	098-859-6175



発 行：独立行政法人 労働者健康福祉機構
〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580
ソリッドスクエア東館17～19階
編 集：総務部広報室
TEL(044)556-9835
URL <http://www.rofuku.go.jp>
e-mail kouhou@mg.rofuku.go.jp
発行年月：平成16年4月